

労働派遣法に伴う情報提供

2025年4月

1. <マージン率> 品川オフィス:18.4%

関西オフィス:31.6%

2. <労使協定締結の有無> 有り

3. <当該協定対象派遣労働者の範囲>

①本協定は、派遣先で情報処理技術者の業務に従事する技術職の社員
(以下「対象社員」という。)に適用する。

②対象社員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、
中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

③対象社員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、
本協定の適用を除外しないものとする。

4. <当該協定対象派遣労働者の有効期間の終期>

2026年3月31日まで

以 上